

公共サービス改革基本方針 (原案)

令和7年4月

目 次

第1章 意義及び目標	1
第2章 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針	1
第1節 基本的な考え方	1
1 公共サービスに関する不断の見直し	1
2 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減に向けた取組	2
3 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置	3
4 地方公共団体が実施する法に基づく入札に関する国の行政機関の役割 ..	3
第2節 公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置	3
1 対象公共サービスの選定	3
2 法に基づく入札の実施等	5
3 対象公共サービスの実施等	6
第3節 地方公共団体が実施する法に基づく入札	7
第4節 監理委員会	8
第5節 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価	8
1 評価の位置付け	8
2 評価の手続	8
3 評価の観点	9
第6節 公務員の処遇	10
第7節 制度の活用に向けた取組	10
第3章 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項	10

第1章 意義及び目標

昨今の厳しい財政事情の中で、国民に対して、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を目的とした公共サービス改革を推進することは、国及び地方公共団体を通じた我が国全体にとって喫緊かつ重要な課題の一つである。そのため、国又は地方公共団体が行っている公共サービスについて、競争を導入することにより、当該公共サービスの実施主体の切磋琢磨、創意工夫を促すとともに、事務又は事業の内容及び性質に応じた必要な措置を講ずることが重要である。

以上の認識の下、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく取組については、国民の視点に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施に関して、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものとする。

第2章 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

第1節 基本的な考え方

政府は、法の趣旨（第1条）及び基本理念（第3条）にのっとり、以下に掲げる基本的な考え方の下に、競争の導入による公共サービスの改革（以下「公共サービスの改革」という。）に取り組むものとする。

1 公共サービスに関する不断の見直し

公共サービスについては、国民の視点に立って、その要否や実施方法等に関し、不断の見直しを行う必要がある。このため、「公共サービス改革基本方針」（以下「基本方針」という。）は、少なくとも毎年度一度は見直す。

基本方針の見直しにおいては、聖域を設けず、予断を排して、個々の公共サービスに関し、事務又は事業の内容及び性質に応じた以下の措置を講ずる。

- ① 法第3条第2項の規定を踏まえて、官の責任と負担の下に引き続き実施する必要があると判断された場合には、当該公共サービスを廃止する等の措置を講ずる。
- ② 必要性があるとしても、官自らが実施することが必要不可欠であるかについて検討を行った上で、民間に委ねることができると判断された業務については、法に基づく官民競争入札又は民間競争入札（以下「法に基づく入札」という。）を実施する等の必要な措置を講ずる。
- ③ 既に民間委託が行われている業務であっても、法に基づく入札又は廃止等の対

象から除外されるものではなく、その実施の過程について透明かつ公正な競争の導入等により、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が見込まれる場合には、法に基づく入札を実施する等の必要な措置を講ずる。

国の行政機関等は、基本方針の見直しに係る検討に当たっては、民間事業者の創意と工夫をいかす観点から、提出される民間事業者の意見又は国民の意思等を十分踏まえ、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）による審議に真摯に対応するとともに、検討のプロセス及び結果について国民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

また、法第7条第8項の規定により、法に基づく入札の対象となった個々の公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）については、その実施期間の終了にあわせて、当該対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価（以下「事業の評価」という。）を行った上で、当該対象公共サービスの事後の実施の在り方等を見直すこととしており、公共サービスに関する不断の見直しを進める観点から、事業の評価についても的確に実施する。

2 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減に向けた取組

法第1条の規定においては、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して法に基づく入札に付することにより、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることが求められている。

このため、対象公共サービスを選定するに当たっては、まず、本節1に記載した公共サービスの不断の見直しの過程において、事務又は事業を官自らが実施することが必要不可欠であるか否かを検討する。その上で、民間事業者に委ねることができると判断された業務のみならず、既に民間委託が行われている業務であっても、透明かつ公正な競争の導入による事業の改善が必要と判断された場合には、法に基づく入札を実施することについて積極的に検討する。

また、対象公共サービスごとに策定される官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）においては、民間事業者の創意と工夫を業務に反映する観点から、民間事業者からの業務に対する改善提案を積極的に受け入れるほか、当該対象公共サービスの従来の実施における達成水準の程度やそれに要した経費について可能な限り明らかにする必要がある。

なお、当該対象公共サービスの事業の目標や確保されるべき質としての達成目標を明確にし、事業の評価の際に、事後的な達成水準との比較や費用対効果の検証が可能となるよう十分に留意した上で、実施要項等の内容を検討する必要がある。その際、契約に定められた達成目標を著しく下回った民間事業者に対しては、入札参加資格等に反映させることで、安値落札の弊害を抑止する。

さらに、生産年齢人口の減少に伴う構造的な人手不足や物価高の継続、デジタル技術の進展等、事業を取り巻く環境が絶えず変化を続けていることに鑑み、国の行政機関等は、民間事業者の意見も十分に加味しながら、各対象公共サービスの個別具体的な事情を踏まえ、機動的かつ柔軟に対応しなければならない。

3 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置

国の行政機関等は、法に基づく入札の結果、民間事業者が実施が委託された対象公共サービスに関しても最終的にその適正かつ確実な実施に責任を負うことを認識し、法第4条第1項の規定も踏まえ、民間事業者が対象公共サービスを適正かつ確実に実施するよう、法及び当該民間事業者との契約に基づき、監督等必要な措置を講ずる。

他方、対象公共サービスの実施を委託された民間事業者は、法第6条の規定を踏まえ、当該対象公共サービスの公共性を認識の上、国民の信頼が確保されるよう、法令を遵守することはもとより、その実施に関して責任を持って取り組むことが求められる。

4 地方公共団体が実施する法に基づく入札に関する国の行政機関の役割

地方公共団体の公共サービスに関して、法に基づく入札を実施するか否かの判断は当該地方公共団体に委ねられているところである。

一方、国の行政機関は、法第4条第2項の規定を踏まえ、自発的に法に基づく入札を実施しようとする地方公共団体、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づく地方独立行政法人が円滑に公共サービスの改革に取り組むことができるよう、その取組を阻害している法令の見直しを図るなど環境整備を積極的に進める。

第2節 公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置

1 対象公共サービスの選定

（1）対象公共サービスの選定の基本的な考え方

限られた財源の中で国民に対しより質の高いサービスを提供していく観点から、国の行政機関等が実施する業務について、本章第1節1①から③までの考え方にに基づき、事務又は事業の内容及び性質に応じて対象公共サービスの選定を行うこととする。

具体的には、以下の①から⑤までを踏まえ、個別具体的に業務の特性に配慮し、選定する。

- ① 事務又は事業の内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務であるか否か。
- ② 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か。

- ③ 法に基づく入札の手続により、透明かつ公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か。
- ④ 業務の公共性に鑑み、法第 26 条及び第 27 条の規定に基づく監督等を行うことが必要であるか否か。
- ⑤ 国の行政機関等が入札に参加する意向を有しているか否か。

民間委託により業務を実施する際には、国の行政機関等の長等は、当該業務の内容に応じて、上記の①から④までを踏まえ、民間競争入札の活用について検討する。

その際には、業務改善、効率性・効果性向上の観点から、業務フローとコストの分析の実施などによる必要な改善の検討を実施することとする。

また、「行政処分」に係る業務は、法に基づく入札又は廃止等の対象から除外されるものではない。ただし、当該業務を民間事業者を実施させる場合には、法律の特例が必要とされる業務として法第 7 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に規定する政府が講ずべき措置に関する計画の中で決定した上で、法第 5 章第 2 節に規定する「特定公共サービス」として位置付けるため、法の一部改正を行うことが必要となる。

（２）意見の募集及びそのための情報の公表

公共サービスの改革を進めるためには、民間事業者の創意と工夫の発揮効果が高いと見込まれる業務について、重点的に法に基づく入札又は廃止等の対象とするとともに、国民の視点に立って、可能な限り幅広い分野から対象公共サービスを選定していくことが重要である。このため、法第 7 条第 3 項から第 5 項までの規定を踏まえ、民間事業者が、創意と工夫に基づいて、より良い公共サービスの担い手となると考えられる業務について、民間事業者又は地方公共団体等から意見及びそれに必要な情報公表の要請を受け付けることとしている。

また、情報の公表に当たっては、民間事業者が当該業務についての理解を深め、より良い意見を提出することが可能となるよう、当該業務を所管する国の行政機関等は、当該業務に係る具体的な業務内容や目的、実施体制、実施方法、従来の実施における目的の達成の程度を把握するために参考となる情報等を積極的に公表する必要がある。

なお、公共サービスに関する意見及びそれに必要な情報公表の要請は、「行政処分」に係る業務又は既に民間事業者等に委託されている業務を含め、広く国の行政機関等が実施する業務等を対象とするものである。

このほか、提出された意見の取扱いに対する総務省及び関係行政機関等の検討状況並びに情報公表の要請があった情報については、原則として総務省のホームページにおいて公表するものとする。

(3) 本年度の事業選定の方針

本年度の事業選定に当たっては、国の施策や事業を取り巻く環境の変化等を踏まえ、既に民間委託が行われている事業も含めて、以下の事業を選定することとする。

- ① 長期間にわたり同一の民間事業者が継続して受託しているなど、競争性の改善が見受けられない公共サービス
- ② 事業者の決定に当たって総合評価落札方式を導入することなどにより、民間事業者の創意と工夫がより発揮され、質の維持向上や経費の削減が見込まれる公共サービス
- ③ 契約の複数年化や事業の委託範囲の見直しにより、質の維持向上や経費の削減が見込まれる公共サービス
- ④ 入札参加資格や要件の緩和、情報開示の拡充等により、新たな民間事業者の参入が見込まれる公共サービス
- ⑤ 行政事業レビュー等において問題等を指摘されるなど、事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス

2 法に基づく入札の実施等

(1) 実施要項の作成

法に基づく入札を実施するに当たっては、法第9条及び第14条の規定により、対象公共サービスの内容等に応じた実施要項を定めることが必要である。

実施要項は、対象公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質など、対象公共サービスを担うこととなった者が遵守すべき重要事項等を定めるものであるとともに、民間事業者等による良質な提案を促すために、事前に公表する入札に関する募集情報を網羅的に記載するものである。この内容は、対象公共サービスを国民のためにどのように提供することが適切かという、いわば対象公共サービスの在り方を示すものである。

特に、対象公共サービスの事業の目的を明らかにし、また確保されるべき質を適切かつ明確に定めるとともに、適切な実施期間を設定することは、民間事業者の創意と工夫をいかして対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現し、その適正かつ確実な実施を確保するために重要である。

また、国の行政機関等の長等は、監理委員会が定めている「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」(平成26年5月21日付け官民競争入札等監理委員会決定)、「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」(平成26年5月21日付け官民競争入札等監理委員会決定)等に基づいて、実施要項を定める必要がある。

なお、国の行政機関等は、実施要項を定めるに当たっては、より適切な実施要項とするため、必要に応じて、以下に示すような様々な取組を行う。

- ① 実施要項の案を公表して、幅広く意見を聴取し、十分に考慮すること
- ② 基本方針の策定段階で聴取した民間事業者等からの意見を十分に考慮すること
- ③ 外部専門家の活用を検討すること

（２）その他入札の実施に当たっての留意事項

国の行政機関等の長等は、法に基づく入札を実施するに当たっては、可能な限り多様かつ多数の入札参加者の間で公正な競争が確保されるよう責任を持って対応するとともに、以下に留意して適切に入札を実施する。

① 入札参加資格の有無の確認

国の行政機関等の長等は、法第9条第2項第3号及び同条第3項並びに第14条第2項第3号及び同条第3項の規定に基づき実施要項で定められる入札参加資格並びに法第10条及び同条を準用する第15条に規定する欠格事由の有無を適切な方法によって確認するものとする。

② 落札者等を決定したときに公表すべき事項

落札者等を決定したときは、法第13条第3項及び同項を準用する第15条の規定に基づき、必要な事項を公表することとなる。落札者等の決定の理由の公表に当たっては、入札参加者の数、入札価格及び総合評価の評価結果等についても、可能な限り詳細な情報を公表し、入札の過程の透明性を確保するよう努める。

③ 初回の入札で落札者が決定しなかったときの取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかった場合には、原則として、入札条件等を見直し、再度公告して入札に付することとする。国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施すること等の対応は、やむを得ない場合に限定し、その理由を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

3 対象公共サービスの実施等

法に基づく入札の結果、質及び価格の観点から総合的に最も優れた提案を行った者が対象公共サービスの実施を担うこととなるが、この場合、当該提案に基づいて実際に対象公共サービスの質の維持向上を図ることが必要である。

（１）民間事業者が落札者となった場合における対象公共サービスの実施等

国の行政機関等と民間事業者は、十分な時間をかけ、実施要項及び提案書の内容を契約に適切に反映させた上で、契約を締結する。

国の行政機関等は、対象公共サービスを開始する前に、当該民間事業者との間において、十分な時間的余裕を持って業務の引継ぎ等の準備行為を実施するものとする。

（２）国の行政機関等が自ら実施する場合における対象公共サービスの実施等

官民競争入札の結果、国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施する場合、当該入札の際の自らの提案（法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法並びに同条第 2 項に規定する対象公共サービスの実施に要する経費の金額）に基づき、自ら対象公共サービスを適正かつ確実に実施する。

なお、国の行政機関等が自らの提案に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合等は、民間事業者による対象公共サービスの実施の場合に準じて、新たな民間競争入札を実施する等の必要な措置を講ずる。

（３）再委託の禁止等

民間事業者が落札者となった場合、対象公共サービスの実施に当たり、その全部を一括して再委託することは、競争の結果、質及び価格の観点から総合的に最も優れた提案を行った者に公共サービスの実施を担わせることとしている法全体の趣旨及び目的に照らして認められない。

なお、民間事業者が対象公共サービスの質の維持向上等のために、その一部について再委託を行う場合に、国の行政機関等が講ずべき措置として実施要項に定める内容は、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」において監理委員会が定めるものとする。

第 3 節 地方公共団体が実施する法に基づく入札

法は、地方公共団体に対し、法に基づく入札の実施を義務付けてはいない。

地方公共団体においては、法第 5 条の規定を踏まえ、住民の立場に立って、法の基本理念にのっとり、特定公共サービスに関し見直しを行い、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る観点から適切な場合には、法に基づく入札を実施することが期待される。

そのため、総務省においては、地方公共団体の自主的・主体的な取組に資するよう、地方公共団体における法に基づく入札の実施状況に関し、法第 8 条の規定に基づく実施方針の策定状況及び先駆的な取組等についての情報をインターネットの活用等により広く公表する。

なお、法令の特例を講ずる必要のない業務について、地方公共団体は、法の定める手続によらず、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき自ら所要の規則等を定めること

により、法の定める手続と同等の入札手続を実施することができる。

その場合、法の定める手続等を参考にしつつ、地域の実情に応じ、公共サービスの改革の趣旨を踏まえた対応が望まれる。

第4節 監理委員会

監理委員会は、公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するために総務省に設置されており、法の基本理念を具体化するための重要な役割を担う組織である。

そのため、国民の視点及び公正中立な視点に立って審議を進め、その結果を適切に開示するとともに、その活動内容についてホームページ等により広く公表するものとする。また、審議の過程においては、国の行政機関等と議論することや民間事業者又は地方公共団体等から意見を聴く機会を持つこと等により、公共サービスの改革に向けて幅広く検討すること等を通じ、積極的・能動的な審議を行うものとする。

他方で、各対象公共サービスの個別具体的な事情も踏まえつつ、「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日付け官民競争入札等監理委員会決定）の適切な運用により、監理委員会の審議等の効率化にも努める。

第5節 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価

1 評価の位置付け

公共サービスの改革を不断に進めるためには、これまでの対象公共サービスの実施状況を十分に検証した上で、実施期間の終了後の対象公共サービスの実施の在り方について見直すことが重要である。

そのため、総務大臣は、法第7条第8項の規定に基づき、対象公共サービスの確保されるべき質の達成状況、経費の削減効果等の当該対象公共サービスの実施状況を踏まえ、事業の評価を行い、その結果を公表するとともに、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方を見直し、必要に応じて、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して基本方針を変更する。

2 評価の手続

法第7条第8項に規定する総務大臣による事業の評価は、対象公共サービスの実施期間終了にあわせて行うこととされている。この評価は、事業の評価結果を基本方針に反映し、また、対象公共サービスの実施期間終了時に当該対象公共サービスの継続又は廃止等の次の段階に速やかに移行することができる適切な時期から開始されなければならない。

すなわち、総務大臣は、事業の評価の開始の時期に関して、対象公共サービスが実施期間終了後も継続して実施される場合には、当該事業の評価の結果を実施要項等に適切に反映させることが十分可能な時期に設定されるよう配慮する必要がある。

具体的には、以下の手続により実施することを原則とする。

- ① 対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、次の3に掲げる事項に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報を総務大臣及び監理委員会へ提出する。
- ② ①により提出された情報を踏まえ、総務大臣は、事業の評価案を作成し、対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等と協議する。
- ③ 総務大臣は、事業の評価案について監理委員会の議を経た上で、事業の評価を確定する。
- ④ 総務大臣は、確定した事業の評価を踏まえ、基本方針を見直し、必要に応じ、あらかじめ対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等と協議の上、変更する。
- ⑤ 対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、確定した事業の評価を次期事業の実施要項（案）に反映させる。

3 評価の観点

実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方に関する総務大臣の事業の評価は、以下の事項等について、効率性、有効性、妥当性、必要性等の観点から行うこととし、その際、社会経済情勢の変化等、対象公共サービスをめぐる環境の変化等も適切に勘案する。

- ① 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標について達成しているか、実施体制及び実施方法について改善すべきところはないか、また、民間事業者の創意と工夫が発揮され、質の維持向上の点で具体的な効果を上げているか。
- ② 従来の実施に要した経費と契約金額とを比較した場合又は従来の実施に要した経費と支払金額とを比較した場合、経費の削減の点で効果を上げているか。
（※当該比較に当たっては、業務の委託範囲の増加等の個別的事情や、物価や人件費の上昇等の社会経済的状況等を踏まえ、実質的かつ合理的に判断を行うこととする。）
- ③ 民間事業者が実施している場合の対象公共サービスの実施状況と、国の行政機関等又は民間事業者が実施する同様の業務の実施状況との比較等により、質の維持向上や経費の削減の点で効果を上げているか。
- ④ 発注者側のモニタリング及び監督状況は適切であったか、また、受託事業者と

の連携は取れていたか。

⑤ 目標の達成状況を踏まえ、必要な場合、業務見直し等の対応策が講じられていたか。

⑥ 「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」に定める終了プロセスへの移行に当たっては、同指針で示した移行基準に合致しているか。

上記①から⑥までの対象公共サービスの実施状況の評価及びその要因分析を踏まえ、当該対象公共サービスを継続させる必要性の有無や、今後の対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るために必要と考えられる対応策（例えば、確保されるべき対象公共サービスの質として設定される達成目標の内容、対象公共サービスの実施地域・地点、対象公共サービスの範囲、対象公共サービスの実施期間、落札者等を決定するための評価基準の見直し等）を整理した上で、方向性を示す。

第6節 公務員の処遇

法に基づく入札の結果、民間事業者が落札した場合の国家公務員の処遇については、配置転換と新規採用の抑制により対応することを基本とする。

また、法第31条第1項に規定する再任用職員となることを希望する者に対しては、任命権者は、その者の退職前の職員としての勤務経験と落札事業者における勤務経験とを勘案し、本人の希望について十分配慮する。

第7節 制度の活用に向けた取組

総務省は、公共サービスの改革に関する優良事例等の蓄積・整理や改革の進捗状況等の情報の公表を行うとともに、地方公共団体、民間事業者等の要望に対する必要な助言・支援等を行い、公共サービスの改革の一層の推進に努める。

あわせて、地方公共団体、民間事業者等に対して、法の基本理念や制度の具体的な仕組み等について広報・啓発及び情報提供を行うとともに、関連制度の動向等を含めた調査研究を行う。

第3章 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項については、前章までに記載したもののほか、別表のとおり定める。

政府は、別表に盛り込まれた計画及び措置を計画的かつ着実に実施し、その進捗状況等については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与する。